

宮城県公報

宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

規 則

○事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則	(市町村課)	一
○住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則	(同)	二
○青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則	(共同企画社会推進課)	二
○軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則	(長寿社会政策課)	二
○養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	二
○特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	三
○介護医療院の施設に関する基準を定める条例施行規則	(同)	三
○介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	四
○指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	四
○指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	五
○指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例施行規則を廃止する規則	(同)	五
人事委員会		
○人事委員会規則七―二(特殊勤務手当)の一部を改正する規則		六

ページ

○人事委員会規則七―十六(給料の調整額)の一部を改正する規則	六
○人事委員会規則七―十八(管理職手当)の一部を改正する規則	六
○人事委員会規則七―三十一(給料表の適用範囲)の一部を改正する規則	七
○人事委員会規則七―三十三(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する規則	七
○人事委員会規則七―三十九(へき地手当等)の一部を改正する規則	一〇
○人事委員会規則七―四十五(災害派遣手当)の一部を改正する規則	一〇
○人事委員会規則七―六十二(特勤手当等)の一部を改正する規則	一〇
○人事委員会規則七―百三十五(職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例)第二項及び第四項に規定する規則で定める額)の一部を改正する規則	一一
○人事委員会規則七―百三十九(給料の切替えに伴う経過措置)を廃止する規則	一一
○人事委員会の権限(給料の切替えに伴う経過措置)の一部委任を廃止する告示	一一

規 則

事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第二十二号

事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則(平成十二年宮城県規則第六十四号)の一部を次のように改正する。

第二条の表七の項中「三十四の二の項」を「三十四の項」に改める。

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第二十三号

住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

住民基本台帳法施行細則（平成十四年宮城県規則第九十四号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項に次の一号を加える。

四 特別支援学校等への就学のため必要な経費（特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第百四十四号）によるものを除く。）の算定に必要な資料の受理、その資料に係る事実についての審査又はその資料の提出に対する応答

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第二十四号

青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則

青少年健全育成条例施行規則（昭和五十二年宮城県規則第六十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第一項中「第十六条の二第二項」を「第十六条の二第一項」に改め、同項第一号及び第二号を削り、同項第三号中「平成二十年法律第七十九号」の下に「以下「青少年インターネット環境整備法」という。」を加え、「第十七条第一項ただし書」を「第十五条ただし書」に、「書面」を「書面又は電磁的記録」に改め、同号を同項第一号とし、同項に次の一号を加える。

二 保護者が青少年インターネット環境整備法第十六条ただし書の申出をするときは、携帯電話インターネット接続提供事業者等に対し、条例第十六条の三第三項に規定する書面又は電磁的記録を提出しなければならないこと。

第一条の二第二項中「第十六条の二第三項」を「第十六条の二第二項」に改める。

第一条の三第二項中「第十六条の三第一項」の下に「及び第三項」を加える。

別表第一仙台勤労者職業福祉センターの項中「仙台勤労者職業福祉センター」を「仙台サンプラザホール」に改め、同表石巻市民会館の項を削る。

別表第二仙台市泉岳少年自然の家の項中「仙台市泉岳少年自然の家」を「仙台市泉岳自然ふれあい館」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第二十五号

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年宮城県規則第三十号）の一部を次のように改正する。

第九条第九項第一号中「介護老人保健施設」の下に「又は介護医療院」を加える。

第十五条の次に次の一条を加える。

（身体的拘束等の適正化を図るための措置）
第十五条の二 条例第八条第三項の規則で定める措置は、次のとおりとする。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第二十六号

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年宮城県規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

第十条第十項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 介護医療院 栄養士又は調理員、事務員その他の従業者
第十三条の次に次の一条を加える。

(身体的拘束等の適正化を図るための措置)

第十三条の二 条例第九条第三項の規則で定める措置は、次のとおりとする。

- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、支援員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 三 支援員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第二十七号

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則
特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年宮城県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

第五条中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 緊急時等における対応方法

第十条中「介護老人保健施設」の下に「若しくは介護医療院」を加える。

第十三条の次に次の一条を加える。

(身体的拘束等の適正化を図るための措置)

第十三条の二 条例第九条第三項の規則で定める措置は、次のとおりとする。

- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。
- 第二十条の次に次の一条を加える。

(緊急時等の対応)

第二十条の二 特別養護老人ホームは、現に処遇を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第九条第一項第二号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

第三十一条中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 緊急時等における対応方法

第三十三条の次に次の一条を加える。

(身体的拘束等の適正化を図るための措置)

第三十三条の二 条例第十八条第三項の規則で定める措置は、次のとおりとする。

- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。
- 四 第四十二条第七項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 介護医療院 栄養士又は調理員、事務員その他の従業者

第四十五条中「第十三条」を「第十三条の二」に改める。

第四十九条中「第三十三条」の下に「、第三十三条の二」を加える。

附則第七項から第九項までの規定中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十六年三月三十一日」に改める。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

平成三十年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第二十八号

介護医療院の施設に関する基準を定める条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、介護医療院の施設に関する基準を定める条例（平成三十年宮城県条例第十七号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(施設)

第二条 条例第三条に規定する施設の基準は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定め

るとおりとする。

一 談話室 入所者同士や入所者とその家族が談話を楽しめる広さを有すること。

二 食堂 内法による測定で、入所者一人当たり一平方メートル以上の面積を有すること。

三 浴室

イ 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

ロ 一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設けること。

四 レクリエーション・ルーム レクリエーションを行うために十分な広さを有し、必要な設備を備えること。

五 洗面所 身体の不自由な者が利用するのに適したものとすること。

六 便所 身体の不自由な者が利用するのに適したものとすること。

2 前項各号に掲げる施設は、専ら当該介護医療院の用に供するものでなければならぬ。ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。

第三条 条例第四条に規定する施設の基準は、次のとおりとする。

一 ユニット

イ 共同生活室

(1) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

(2) 一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

(3) 必要な設備及び備品を備えること。

ロ 洗面設備

(1) 療養室ごと又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(2) 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

ハ 便所 療養室ごと又は共同生活室ごとに適当数設けること。

二 浴室

イ 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

ロ 一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設けること。

2 浴室は、専ら当該ユニット型介護医療院の用に供するものでなければならない。ただし、入居者に対する介護医療院サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第二十九号

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年宮城県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第五項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 介護医療院 医師、栄養士又は介護支援専門員

第十三条の次に次の一条を加える。

（身体的拘束等の適正化を図るための措置）

第十三条の二 条例第九条第三項の規則で定める措置は、次のとおりとする。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること。

第五十一条中「第十二条」の下に、「第十三条の二」を、「運営規程」と、の下に「第十三条の二」中「条例」とあるのは「条例第二十二条において準用する条例」と、を加える。

附則第七項から第十項までの規定中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十六年三月三十一日」に改める。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第三十号

宮城県規則第三十号

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十五年宮城県規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

第五条中「介護老人保健施設」の下に「若しくは介護医療院」を加える。

第十二条の次に次の一条を加える。

（身体的拘束等の適正化を図るための措置）

第十二条の二 条例第九条第三項の規則で定める措置は、次のとおりとする。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第二十一条の次に次の一条を加える。

（緊急時等の対応）

第二十一条の二 指定介護老人福祉施設は、現に指定介護福祉施設サービスの提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第二条第一項第一号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

第二十五条中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 緊急時等における対応方法

第四十七条中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 緊急時等における対応方法

第五十条中「第十一条」の下に、「第十二条の二」を、「関する規程」との下に、「第十二条の二中「条例」とあるのは「条例第二十一条において準用する条例」と、第二十一条の二中「第二項第一号」とあるのは「第五十条において準用する第二項第一号」と」を加える。

附則第八項から第十項までの規定中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十六年三月三十一日」に改める。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第三十一号

指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十五年宮城県規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

第十二条の次に次の一条を加える。

（身体的拘束等の適正化を図るための措置）

第十二条の二 条例第八条第三項の規則で定める措置は、次のとおりとする。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

附則第十項から第十三項までの規定中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十六年三月三十一日」に改める。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成三十年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第三十二号

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例施行規則を廃止する規則

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十七年宮城県規則第十五号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

人事委員会

人事委員会規則七―二(特殊勤務手当)の一部を改正する規則をここに公布する。
平成三十年三月二十三日

宮城県人事委員会

委員長 小 川 竹 男

○人事委員会規則七―二―六十二

人事委員会規則七―二(特殊勤務手当)の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の特殊勤務手当に関する条例(平成十二年宮城県条例第二百二十八号)に基づき、人事委員会規則七―二(特殊勤務手当)の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項中「小学校又は中学校」を「小学校、中学校又は義務教育学校」に改める。

第二十四条中第三号を第四号とし、第四号を第五号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 義務教育学校 教務主任、学年主任、後期課程における生徒指導主事、研究主任又は防災主任

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

人事委員会規則七―十六(給料の調整額)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月二十三日

宮城県人事委員会

委員長 小 川 竹 男

○人事委員会規則七―十六―四十八

人事委員会規則七―十六(給料の調整額)の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例(昭和三十二年宮城県条例第二十九号)に基づき、人事委員会規則七―十六(給料の調整額)の一部を次のように改正する。

別表第一泉立の中学校並びに市町村立の小学校及び中学校の項中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改める。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

人事委員会規則七―十八(管理職手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月二十三日

宮城県人事委員会

委員長 小 川 竹 男

○人事委員会規則七―十八―六十三

人事委員会規則七―十八(管理職手当)の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例(昭和三十二年宮城県条例第二十九号)に基づき、人事委員会規則七―十八(管理職手当)の一部を次のように改正する。

別表第一知事の項中

医療健康局長

を

オリンピック・パラリンピック大会推進局長
医療健康局長

に、

消 防 学 校

校

長

三 種

を

消 防 学 校

副 校

長

四 種

消 防 学 校

校

長

三 種

に、

防 災 へ り こ ぷ た ー 管 理 事 務 所

所

長

四 種

水 産 技 術 総 合 セ ン タ ー (気 仙 沼 水 産 試 験 場 及 び 内 水 面 水 産 試 験 場 を 除 く)

所

長

水 産 技 術 総 合 セ ン タ ー (気 仙 沼 水 産 試 験 場 及 び 内 水 面 水 産 試 験 場 を 除 く)

副 所

長

水 産 技 術 総 合 セ ン タ ー (気 仙 沼 水 産 試 験 場 及 び 内 水 面 水 産 試 験 場 を 除 く)

部

長

水 産 技 術 総 合 セ ン タ ー (気 仙 沼 水 産 試 験 場 及 び 内 水 面 水 産 試 験 場 を 除 く)

所

長

水 産 技 術 総 合 セ ン タ ー (気 仙 沼 水 産 試 験 場 及 び 内 水 面 水 産 試 験 場 を 除 く)

副 所

長

水 産 技 術 総 合 セ ン タ ー (気 仙 沼 水 産 試 験 場 及 び 内 水 面 水 産 試 験 場 を 除 く)

技 術 副 所 長

に 改 め、

同表教育委員会の項中「地域事務所長」を削り、「管理調整部長」を「企画管理部長」に、「部長（管理調整部長を除く）」を「教育推進部長」に、

市町村立中学校及び市町村立小学校	校 長
	教 頭

を

市町村立中学校、市町村立小学校及び市町村立義務教育学校	副 校 長
	教 頭

に改める。

別表第二の表4級の項中

52,100円。ただし、県立中学校、市町村立中学校及び市町村立小学校（以下「県立中学校等」という。）の校長の職で人事委員会が定める職員にあつては69,500円又は60,800円。

を

52,100円（市町村立義務教育学校の校長の職にあつては60,800円）。ただし、県立中学校、市町村立中学校及び市町村立小学校（以下「県立中学校等」という。）の校長の職で人事委員会が定める職員にあつては69,500円又は60,800円、市町村立義務教育学校の校長の職で人事委員会が定める職員にあつては69,500円。

に改める。

別表第三の表4級の項中

49,800円。ただし、県立中学校等の校長の職で人事委員会が定める職員にあつては66,300円又は58,000円。

を

49,800円（市町村立義務教育学校の校長の職にあつては58,000円）。ただし、県立中学校等の校長の職で人事委員会が定める職員にあつては66,300円又は58,000円、市町村立義務教育学校の校長の職で人事委員会が定める職員にあつては66,300円。

に改める。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

人事委員会規則七―三十一（給料表の適用範囲）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月二十三日

宮城県人事委員会

委員 長 小 川 竹 男

○人事委員会規則七―三十一―二十三

人事委員会規則七―三十一（給料表の適用範囲）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第二十九号）に基づき、人事委員会規則七―三十一（給料表の適用範囲）の一部を次のように改正する。

第三条中「中学校若しくは小学校」を「中学校、小学校若しくは義務教育学校」に改める。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

人事委員会規則七―三十三（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月二十三日

宮城県人事委員会

委員 長 小 川 竹 男

○人事委員会規則七―三十三―六十三

人事委員会規則七―三十三（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する規則

第一条 人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第二十九号）に基づき、人事委員会規則七―三十三（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を次のように改正する。

別表第一公安職給料表の項中

- 4 警察本部の秘書官、留置管理指導官、職務倫理教養官、術科指導官、地域指導官、通信指令官、検視官、交通事故鑑識官又は総合情報分析官の職務
- 5 警察組織規則第三条第四項に掲げる組織の隊長、室長又は所長の職務
- 6 宮城県警察交通機動隊又は宮城県警察高速道路交通警察隊の分駐隊長の職務
- 7 警察学校の科長の職務
- 8 警察組織規則第三条第四項に掲げる組織の副隊長、副室

を

- 長又は副所長の職務
- 9 宮城県警察交通反則通告センターの通告補佐官の職務
- 10 特に高度の知識又は経験を必要とする交番その他の派出所又は駐在所の所長の職務
- 11 特に高度の知識又は経験を必要とする交番その他の派出所又は駐在所の副所長の職務

- 4 警察本部の秘書官、留置管理指導官、職務倫理教養官、術科指導官、通信指令官、検視官、交通事故分析官、交通事故鑑識官又は総合情報分析官の職務
- 5 警察組織規則第三条第四項に掲げる組織の隊長、室長又は所長の職務
- 6 宮城県警察交通機動隊又は宮城県警察高速道路交通警察隊の分駐隊長の職務
- 7 警察学校の科長の職務
- 8 警察署の課長代理の職務
- 9 警察組織規則第三条第四項に掲げる組織の副隊長、副室長又は副所長の職務
- 10 宮城県警察交通反則通告センターの通告補佐官の職務
- 11 特に高度の知識又は経験を必要とする交番その他の派出所又は駐在所の所長の職務
- 12 特に高度の知識又は経験を必要とする交番その他の派出所又は駐在所の副所長の職務

- 3 警察本部の上席監察官、監察官、人事調査官、人身安全対策官、少年事件指導官、経済調査官、サイバー犯罪捜査指導官、警ら指導官、刑事指導官、総括検視官、広域捜査官、性犯罪捜査指導官、告訴事件指導官、特別捜査指導官、組織窃盗対策官、国際犯罪捜査指導官、暴力団対策指導官、銃器薬物捜査指導官、交通事故事件捜査指導官、被害者連絡調整官、交通聴聞官、警備指導官又は警衛警護対策官の職務

- 3 警察本部の上席監察官、監察官、人事調査官、採用調査官、人身安全対策官、少年事件指導官、経済調査官、サイバー犯罪捜査指導官、雑踏警備対策官、警ら指導官、刑事指導官、総括検視官、広域捜査官、性犯罪捜査指導官、告

に於て、同表研究職給料表の
 訴事件指導官、特別捜査指導官、組織窃盗対策官、国際犯罪捜査指導官、暴力団対策指導官、銃器薬物捜査指導官、交通事故事件捜査指導官、被害者連絡調整官、交通聴聞官、警備指導官又は警衛警護対策官の職務

- 1 高度の知識経験を必要とする研究を行う研究員の職務
- 2 警察本部の技術副参事の職務
- 3 警察本部の科長の職務
- 4 宮城県警察科学捜査研究所の副所長の職務

- 1 地方機関の次長の職務
- 2 高度の知識経験を必要とする研究を行う研究員の職務
- 3 警察本部の技術副参事の職務
- 4 警察本部の科長の職務
- 5 宮城県警察科学捜査研究所の副所長の職務

に於て、同表医療職給料表に
 特別に困難な業務を行う技術主査の職務

- 1 地方機関の次長の職務
- 2 特別に困難な業務を行う技術主査の職務

昇給等の基準)の一部を次のように改正する。
 別表第一行奴職給料表の真中

- 11 警察本部の術科指導官、少年育成官又は交通事故分析官の職務
- 12 警察学校の科長の職務
- 13 警察署の課長代理の職務
- 14 高等学校、特別支援学校、中学校又は小学校の総括主幹の職務

- 11 警察本部の心理専門官、術科指導官、少年育成官又は交

- 12 事故分析官の職務
- 13 警察学校の科長の職務
- 14 警察署の課長代理の職務
- 15 高等学校、特別支援学校、中学校、小学校又は義務教育学校の総括主幹の職務

に

- 7 警察本部の監察官、会計調査官、施設調査官、相談調査官、情報管理調査官、企画調査官、給与調査官、教養調査官又は少年相談指導官の職務

や

- 7 警察本部の監察官、会計調査官、施設調査官、相談調査官、情報管理調査官、給与調査官、教養調査官又は少年相談指導官の職務

にのみ、同表第10欄第2項

- 1 高等学校又は特別支援学校の講師（任用の期限を付さない講師に限る。）の職務
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十二年法律第六十二号）（以下この表において「地方教育行政法」という。）第十八条第四項の規定により教員をもつて充てられた指導主事のうち地方機関の主幹の職務
- 3 地方教育行政法第十八条第四項の規定により教員をもつて充てられた指導主事のうち地方機関の主任主査の職務
- 4 地方教育行政法第十八条第四項の規定により教員をもつて充てられた指導主事のうち地方機関の主査の職務

の員中

や

- 1 高等学校又は特別支援学校の講師（任用の期限を付さない講師に限る。）の職務
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十二年法律第六十二号）（以下この表において「地方教育行政法」という。）第十八条第四項の規定により教員をもつて充てられた指導主事のうち地方機関の主幹の職務
- 3 地方教育行政法第十八条第四項の規定により教員をもつて充てられた指導主事のうち地方機関の主任主査の職務
- 4 地方教育行政法第十八条第四項の規定により教員をもつて充てられた指導主事のうち地方機関の主査の職務

にのみ、同表第10欄第2項

- 5 地方教育行政法第十八条第四項の規定により教員をもつて充てられた指導主事のうち地方機関の主事の職務

- 1 中学校又は小学校の講師（任用の期限を付さない講師に限る。）の職務
- 2 地方教育行政法第十八条第四項の規定により教員をもつて充てられた指導主事のうち地方機関の主幹の職務
- 3 地方教育行政法第十八条第四項の規定により教員をもつて充てられた指導主事のうち地方機関の主任主査の職務
- 4 地方教育行政法第十八条第四項の規定により教員をもつて充てられた指導主事のうち地方機関の主査の職務

の員中

や

- 1 中学校、小学校又は義務教育学校の講師（任用の期限を付さない講師に限る。）の職務
- 2 地方教育行政法第十八条第四項の規定により教員をもつて充てられた指導主事のうち地方機関の主幹の職務
- 3 地方教育行政法第十八条第四項の規定により教員をもつて充てられた指導主事のうち地方機関の主任主査の職務
- 4 地方教育行政法第十八条第四項の規定により教員をもつて充てられた指導主事のうち地方機関の主査の職務
- 5 地方教育行政法第十八条第四項の規定により教員をもつて充てられた指導主事のうち地方機関の主事の職務

にのみ、同表第10欄第2項

- 1 地方機関の次長の職務
- 2 高度の知識経験を必要とする研究を行う研究員の職務
- 3 警察本部の技術副参事の職務
- 4 警察本部の科長の職務
- 5 宮城県警察科学捜査研究所の副所長の職務

の員中

や

- 1 技術副参事の職務

- 2 地方機関の次長の職務
- 3 高度の知識経験を必要とする研究を行う研究員の職務
- 4 警察本部の科長の職務
- 5 宮城県警察科学捜査研究所の副所長の職務

に改める。

附 則

この規則中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は平成三十年四月一日から施行する。

人事委員会規則七―三十九（へき地手当等）の一部を改正する規則をここに公布する。
平成三十年三月二十三日

宮城県人事委員会

委員長 小 川 竹 男

○人事委員会規則七―三十九―四十一

人事委員会規則七―三十九（へき地手当等）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第二十九号）に基づき、人事委員会規則七―三十九（へき地手当等）の一部を次のように改正する。

附則第七項を削る。
附則別表を削る。

別表一級の項中

- 〔 石巻市立東浜小学校
- 石巻市立大川小学校
- 石巻市立北上小学校

- 石巻市牧浜字竹浜道二二番地二
- 石巻市釜谷字山根一番地
- 石巻市北上町長尾字松崎一番地

を

- 〔 石巻市立東浜小学校
- 石巻市立北上小学校

- 石巻市牧浜字竹浜道二二番地二
- 石巻市北上町長尾字松崎一番地

に改め、

同表準へき地学校の項中

- 〔 丸森町立大内小学校

- 伊具郡丸森町大内字横手一八番地

- 大崎市立真山小学校
- 大崎市立大貫小学校
- 加美町立西小野田小学校
- 石巻市立萩浜小学校
- 登米市立米川小学校

- 大崎市岩出山字上真山日向要害二番地
- 大崎市田尻大貫字境三七番地一
- 加美郡加美町字上野目高畑五番地
- 石巻市桃浦字米久保五番地
- 登米市東和町米川字東綱木三二番地

を

に改め

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

人事委員会規則七―四十五（災害派遣手当）の一部を改正する規則をここに公布する。
平成三十年三月二十三日

宮城県人事委員会

委員長 小 川 竹 男

○人事委員会規則七―四十五―二

人事委員会規則七―四十五（災害派遣手当）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第二十九号）に基づき、人事委員会規則七―四十五（災害派遣手当）の一部を次のように改正する。

第一条の表備考2中「ホテル営業、旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に改める。

附 則

この規則は、平成三十年六月十五日から施行する。

人事委員会規則七―六十二（特地勤務手当等）の一部を改正する規則をここに公布する。
平成三十年三月二十三日

宮城県人事委員会

委員長 小 川 竹 男

○人事委員会規則七―六十二―三十八

人事委員会規則七―六十二（特地勤務手当等）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第二十九号）に基づき、人事委員会規則七―百六十二（特地勤務手当等）の一部を次のように改正する。

第四条第二項の表備考中「第五項第一号」を「第四項第一号」に改める。
 第五条第四項第一号、第二号及び第三号中「前条第一項から第四項まで」を「前条第一項から第三項まで」に改め、同条第五項中「前条第五項各号」を「前条第四項各号」に改める。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

人事委員会規則七―百三十五（職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例附則第二項及び第四項に規定する規則で定める額）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月二十三日

宮城県人事委員会

委員長 小 川 竹 男

○人事委員会規則七―百三十五―一

人事委員会規則七―百三十五（職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例附則第二項及び第四項に規定する規則で定める額）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の退職手当に関する条例（昭和二十八年宮城県条例第七十号）に基づき、人事委員会規則七―百三十五（職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例附則第二項及び第四項に規定する規則で定める額）の一部を次のように改正する。

題名中「及び第四項」を削る。

第一条の見出し及び条名を削る。

第二条を削る。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

人事委員会規則七―百三十九（給料の切替えに伴う経過措置）を廃止する規則をここに公布する。

平成三十年三月二十三日

宮城県人事委員会

委員長 小 川 竹 男

○人事委員会規則七―百三十九―一

人事委員会規則七―百三十九（給料の切替えに伴う経過措置）を廃止する規則

人事委員会規則七―百三十九（給料の切替えに伴う経過措置）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

○人事委員会告示第一号

平成二十七年人事委員会告示第五号（人事委員会の権限（給料の切替えに伴う経過措置）の一部委任）は、廃止した。

平成三十年三月二十三日

宮城県人事委員会

委員長 小 川 竹 男

この告示の効力の発生する日

平成三十年四月一日